

第 258 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時	令和 6 年（2024 年）4 月 26 日（金曜日） 午後 3 時から午後 3 時 50 分
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、樋口 正明、多田 稔、鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	朝倉 一郎、讃岐 光夫、三島 博樹、井上 実 山本 圭吾（水産技術センター）、 木村 祐貴（水産技術センター）
5. 事 務 局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	（1）漁業許可の公示 （2）大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する大阪海区漁業調整委員会規程の制定 （3）その他 ①令和 5 年度の取締行動実績 ②令和 5 年の漁況の報告
7. 議事概要 事務局 (大道書記長)	定刻となりましたので、ただ今から第 258 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。 携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。 本日は、村上委員が欠席しております。その結果、委員 8 名に出席いただいておりますので、漁業法第 145 条に基づき、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。 次に、4 月 1 日付けで水産課の職員に異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。 朝倉水産課長でございます。 讃岐水産課参事でございます。 三島指導・調整グループ長でございます。 井上指導・調整グループ主査でございます。 続いて、水産技術センターの幹部職員に異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

	山本部長でございます。 また、事務局の職員については、異動ございません。 それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、 ・「漁業許可の公示」 ・「大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する大阪海区漁業調整委員会規程の制定」 の2件でございます。 それでは、今井会長、議事の進行、よろしくお願いします。
今井会長	只今から、第 258 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。 はじめに、議事に入る前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第 9 条第 2 項の規定に基づき私から指名させていただきます。 議事録署名人につきましては、津本委員と常松委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。 議題 1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (井上主査)	大阪府水産課の井上でございます。 漁業許可の公示に関して、ご説明させていただきます。 まず、お手元の黄色いファイルの法令集をご準備ください。右端のインデックスの上から 5 つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。2 ページ目の下部の第 11 条が根拠条文となります。 本条第 1 項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。また、次ページにあります、同条第 3 項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。 それでは、参考資料 1－1 をご確認ください。諮問文のとおり、

	3月1日の第256回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。1枚めくっていただいて、海区委員会資料1をご覧ください。表のとおり、ひきなわ漁業で2件、いかかご漁業で3件、小型定置網漁業（桟網）で2件、新規許可の要望が出ております。このうち小型定置網漁業につきましては、許可漁業であるのとあわせて、第二種共同漁業権漁業の対象となっています。今回、要望のありました2人については、所属する漁協が策定する第二種共同漁業権行使規則で定める統数の上限内であることを申し添えます。 申請すべき期間については、許認可方針どおり2ヶ月間としております。なお、漁協からの新規要望の内訳については、参考資料1－3に掲載しております。説明については以上です。
今井会長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各委員	(質問・意見なし)
今井会長	特にご質問等が無いようですので、本議題については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事務局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)
今井会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)

今井会長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題２、「大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する大阪海区漁業調整委員会規程の制定」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (池田書記)	大阪海区漁業調整委員会事務局の池田でございます。 大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する大阪海区漁業調整委員会規程の制定について、説明させていただきます。 それでは、海区委員会参考資料２をご覧ください。「改正の理由」をご覧ください。大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の改正によって、「条例等において書面などで行うものとされている手続きについて、オンラインで行うことを可能」にいたします。大阪海区漁業調整委員会においても、「書面などで行うものとされている手続きについて、オンラインで行うことを可能」とするための規程を新たに制定しようとするものです。 規程の公布文の案が、海区委員会資料２です。書面をオンラインで行うことを可能にするもので、今回の規定の制定により、委員の皆様には何かしらの手続きを新たにさせていただくものではございません。最後に、今後、本規程の制定に関して法務課と制定内容や公報登載について調整を行ってまいります。その際、軽微な修正が生じる可能性があります。その点については、事務局に一任していただきますようお願いいたします。 説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
今井会長	ありがとうございます。 ただ今の事務局の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

各委員	(質問・意見なし)
今井会長	特にご質問等が無いようですので、議題2の「大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する大阪海区漁業調整委員会規程の制定」については、事務局の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	ありがとうございます。 それでは、事務局の案のとおり承認することとします。 事務局で改正に向けて手続きをお願いします。 それでは、以上で議題を終えます。 続いて、その他報告事項が2件あります。内容は、「令和5年度の実績」と「令和5年の漁況の報告」です。 まず、「令和5年度の実績」について、水産課から報告をお願いします。
水産課 (池田副主査)	水産課の池田でございます。 令和5年度の水産課所属の漁業取締船「はやなみ」による漁業取締状況につきまして報告させていただきます。 お手元の参考資料3「取締行動実績表」の1枚目の裏面をご覧ください。まず、漁業取締としての行動日数は149日で行いました。 さて、昨年1年間における、法令違反につきましては、 機船船びき網漁業関係、検挙0件、警告4件、指導1件。 小型機船底びき網漁業関係、検挙1件、警告7件、指導1件。 その他の漁業関係、検挙0件、警告6件、指導1件でございます。 次に、具体的な取締り内容について報告させていただきます。 まず、大阪府漁業調整規則第37条第1号で、小型機船底びき網漁業の操業禁止区域と指定されていますが、一部の小型機船底びき網漁業者が、岸和田市以南の操業禁止区域内で違反操業を行ったため、検挙1件、警告7件を行いました。次に、一部の小型機船底びき網漁業者が、和歌山県海域に侵入して操業したため、指導を1件

	行いました。次に、一部の瀬戸内海機船船びき網漁業者が、許可等の条件に違反して漁業権区域内で操業したため、警告を4件行いました。次に、一部の瀬戸内海機船船びき網漁業者が、大阪湾漁業協定で定められた入会協定船を越えて兵庫県地先海域に侵入して違反操業したため、指導を1件行いました。 次に、ひきなわ漁業につきましては、許可の条件として、標旗の掲揚が定められておりますが、大阪府の一部ひきなわ漁業者が、標旗不掲揚で操業していました。これは漁業法58条で準用する同法第44条第1項に定める「許可等の条件」違反に該当する行為であり取締りを実施した結果、警告3件を行いました。 次に、一部の遊漁者が、地先漁業権が設定された海域に侵入し、権利者の同意を得ずに漁業権対象魚種を竿釣りしたため、遊漁者の取り締まりを行い、警告1件、指導1件を行いました。また、一部の遊漁者が、漁業の許可を受けずにひきなわ漁を操業していたため、警告1件を行いました。 最後に、一部の遊漁者等が、関空島周辺の水産動植物採捕禁止区域内に侵入して採捕行為を行ったため、警告1件を行いました。 資料の2枚目の表面に、令和5年度における月別の漁業関係法令違反取締状況、裏面に、過去5年間の漁業取締り実績を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。 漁業取締の目的は、漁業紛争の未然防止、漁業資源の管理の徹底など大阪の漁業を守ることにあると考えております。漁業取締船「はやなみ」といたしましても、取締りの強化や取締り方法の工夫を行う等、適正な漁業取締りに努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で報告を終わります。
今井会長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各委員	(質問・意見なし)
今井会長	取り締まりを受けた人で、検挙された人、警告、指導を受けた人

水産課 (久保補佐) 奥委員	への罰としてはどのようなものがありますか。 行政罰があり、停船命令があります。港に船を止めて出港できません。 罰金はありません。
今井会長	他にご質問等が無いようですので、次の報告に入ります。2つ目の報告は、「令和5年度の漁況の報告」について、水産技術センターから説明をお願いします。
水産技術 センター (木村研究員)	水産技術センターの木村です。よろしくお願いします。 岬町地先の水温を見ると、令和5年は通年水温が高めに推移し、夏季は特に高いものでした。 イカナゴは不漁、マイワシは低調、カタクチイワシは2、3、8月に好調で、9月以降カタクチシラスが好調でした。底曳網ではマコガレイが低調になり、シタ類、ヒラメ、ハモ、アカガイが好漁で、タチウオ、ガザミ、シャコが不漁でした。 シャコは10月以降獲れなくなりました。アカガイ、トリガイは有毒プランクトンが出なかったのも、やや減少しましたが漁獲がありました。南部のマダイは春に多かったです。ハモ、コウイカは例年並みに獲れています。
多田委員	平年値の計算期間は。
水産技術 センター (木村研究員)	2010～2019年の漁獲量の平均を平年値としています。
田中委員	秋のまき網の漁獲量低下は、5月、6月は行っていましたが、9月以降はまき網に行かず、シラス漁に行っていたことがあります。
鍋島専門委員	ヒラメは増えてきて、マコガレイが減っているのにはどのような

	理由がありますか。 シャコが不漁で、漁獲サイズが小さいのは夏を越せていないからではないでしょうか。 冬にクロダイが多いのは、冬は冷たくなる沿岸域から海に出てくるためではないでしょうか。 クロダイの有効利用を神戸や岸和田で取り組む動きがあります。カタクチシラスが秋に多かったのは、冬にいたカタクチイワシが湾内で産卵したことによるものではないでしょうか。 大阪湾でタチウオが減りましたが、東海、関東、東北で漁獲が増えています。漁場の北上が起きているようですね。
常松委員	テレビで様々な魚種が北の方で獲れているのは、温暖化の影響ですか。南の魚が獲れ始めているのもありますか。
水産技術 センター (木村研究員)	クロダイは、どのような挙動をしているか調査していきます。 タチウオは温暖化による漁場の変化の例とされています。潜っての情報はありますが、海藻の種類なども変化しています。
田中委員	秋にシラスが多かったのは、大阪湾には淀川などからの栄養がエサのプランクトンを発生させることが大きいと考えています。他県では卵稚仔が多いのに残らず漁獲が少なかったようで、水温の問題と栄養の問題があります。播磨灘もカタクチシラスが獲れませんでした。 最近カタボシイワシなど南方種が漁獲されるようになってきました。獲れてもこれまで利用されていない種であり、売り先がなく、価格が安いです。
鍋島専門委員	南の魚ではナルトビエイが北上し、アサリを食い荒らしています。大阪でもヒジキ、フクロフノリ、ヒトエグサが減少し、串本ではヒジキの収穫が無くなりました。漁況情報は地味ですが、漁業に関わってくるので、頑張って収集してください。
今井会長	ヒョウモンダコなども出てきていますか。シャコも北海道には大

水産技術 センター (木村研究員)	きなものがありますが、大阪湾では獲れなくなっているんですね。 ヒョウモンダコは昨年、捕獲されています。
今井会長	どうもありがとうございました。 事務局から連絡事項等がありますか。
事務局 (大道書記長)	次回の開催日については、後日改めて日程を調整させていただきます。
今井会長	ありがとうございます。 本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。ないようであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。